

【ポ国内制限・ポ入国関連】新型コロナウイルス感染症に関する
ポーランド国内制限措置の期限延長と一部強化について（3月12日）

＜ポイント＞

- 11日（木）、ニエジェルスキ保健大臣が記者会見を行い、現在、ヴァルミンスコ・マズルスキエ県及びポモルスキエ県に課している制限措置を15日（月）から28日（日）まで、マゾヴィエツキエ県及びルブスキエ県に対しても執る旨を発表しました。
- また、ヴァルミンスコ・マズルスキエ県及びポモルスキエ県に課している同措置の期限を28日（日）まで延長する旨もあわせて発表しました。
- 上記4県においては、上述の期間中、ホテル、ショッピングモール、映画館、劇場、博物館、プール、テニスコート等が閉鎖され、小学1～3年生はリモート授業と対面授業のハイブリッドとなります。
- 感染者が増加しています。感染予防措置を心がけて下さい。

- 1 11日（木）、ニエジェルスキ保健大臣が記者会見を行い、現在、ヴァルミンスコ・マズルスキエ県（ポーランド北東部）及びポモルスキエ県（ポーランド北部）に課している制限措置を15日（月）から28日（日）まで、マゾヴィエツキエ県（ポーランド東中部、首都ワルシャワ市が県庁所在地）及びルブスキエ県（ポーランド西部）に対しても執る旨を発表しました。
- 2 また、ヴァルミンスコ・マズルスキエ県及びポモルスキエ県に課している同措置の期限を28日（日）まで延長する旨もあわせて発表しました。
- 3 上記1の4県においては、3月28日（日）まで、ホテル、ショッピングモール、映画館、劇場、博物館、プール、テニスコート等が閉鎖され、小学1～3年生を含め全ての学年の授業がリモート授業となります。ただし、マゾヴィエツキエ県及びルブスキエ県は15日（月）から。
- 4 3月15日（月）からの制限内容等については、以下のとおりです。また、違反者には罰則がありますので、十分にご注意ください。

【制限内容：3/15～3/28】

●入国関連

多人数が乗り合わせる交通機関でのポーランド入国者及び、チェコ及びスロバキア国境からの全ての入国者は、国籍に関係なく10日間（到着翌日が起算日）の隔離対象となる。入国48時間前の陰性証明又はワクチンを2回接種している証明（共にポーランド語乃至英語）を入国時に国境警備隊に提示する場合等の隔離措置免除となる例外あり。

【詳細等】

- (a) <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100148996.pdf>
- (b) <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100141871.pdf>

(c) <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100130147.pdf>

現在、日本政府は、ポーランドに感染症危険情報を出しており、ポーランドへの渡航中止を勧告しておりますのでご注意ください。

●国内制限

- (1) 全ての公共の場において、口と鼻をマスクで覆うことが義務化（フェイスガードやマフラー、スカーフは不可）。
- (2) 交通機関の乗客を、座席数の50%、又は定員数の30%までに制限。
- (3) 商店店舗への入店可能人数が、100平方メートルまでの店舗について10平方メートルに1人、100平方メートル以上の店舗について15平方メートルに1人までに制限され、入店時は、手袋の着用又は手の消毒が必要。
- (4) 飲食店の営業停止（持ち帰り用、配達用のサービス提供は制限されない）。
- (5) ホテルの営業制限（客室利用は50%まで。ホテル内レストランは引き続き閉鎖され、ルームサービスのみ利用可能）。ただし、ヴァルミンスコ・マズルスキエ県、ポモルスキエ県、マゾヴィエツキエ県及びルブスキエ県は、3月28日（日）まで営業禁止。
- (6) ディスコやナイトクラブの営業禁止。
- (7) 美容室、美容院、タトゥースタジオは、利用中の顧客と店員のみ店内に滞在可能。
- (8) 屋内外を問わず、見本市、会議などの開催禁止。
- (9) 屋内外を問わず、スポーツイベントは無観客での開催。
- (10) 映画館・劇場・オペラ座・フィルハーモニーにおける文化的行事は、観客を座席数の50%までに制限し、館内ではマスク着用が義務づけられ、飲食は禁止。ただし、ヴァルミンスコ・マズルスキエ県、ポモルスキエ県、マゾヴィエツキエ県及びルブスキエ県は、3月28日（日）まで同文化施設は閉鎖。
- (11) ウォーターパーク及びジム・フィットネスクラブの営業停止（プール（除くウォーターパーク）、スキー場を含む屋外スポーツ施設の利用再開。アマチュアスポーツを行うことが可能）。ただし、ヴァルミンスコ・マズルスキエ県、ポモルスキエ県、マゾヴィエツキエ県及びルブスキエ県は、3月28日（日）までプール、テニスコートなどは閉鎖。
- (12) 遊園地やテーマパーク等のレクリエーション施設の閉鎖。
- (13) 教会における宗教行事への参加者を、「15平方メートルあたり1人」に制限。
- (14) 冠婚葬祭やその他お祝い等のための集会は禁止。
- (15) 公共の場でのイベントや会議及び集会への参加者は、最大5人までに制限。
- (16) 小学4～8年生及び高等教育機関において、実務授業を除きリモート授業の義務化。ただし、ヴァルミンスコ・マズルスキエ県、ポモルスキエ県、マゾヴィエツキエ県及びルブスキエ県は、3月28日（日）まで小学1～3年生はリモート授業と対面授業のハイブリッド。
- (17) 療養所・リハビリセンターの運営停止。ただし、現在進行中のものは除く。
- (18) 70歳以上は、職業活動、必要不可欠な場合、宗教的儀式への参加を除き、外出を控えるように要請。

4 感染者数が増加していますので、マスク着用や手洗い（含む消毒）、うがい及びソーシャル・ディスタンスの確保など、感染予防措置を心がけて下さい。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00～12:30、13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号（+48 22 696 5000）へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うことになります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html